

第 8 期東大阪市障害福祉計画・
第 4 期東大阪市障害児福祉計画策定業務

プロポーザル実施要領

東大阪市

令和 7 年 1 1 月 1 日

第8期東大阪市障害福祉計画・第4期東大阪市障害児福祉計画策定業務プロポーザル実施要領

この要領は、第8期東大阪市障害福祉計画・第4期東大阪市障害児福祉計画（以下、「障害者計画等」という）策定業務の委託先を選定するために実施するプロポーザル募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 概要

(1) 業務名

第8期東大阪市障害福祉計画・第4期東大阪市障害児福祉計画策定業務

(2) 業務目的

現行の第7期東大阪市障害福祉計画・第3期東大阪市障害児福祉計画及び第6次大阪府障害者計画との継続性・整合性を図りつつ、国が示す基本指針や大阪府の基本的な考え方等に十分留意し、住民ニーズの調査・分析を行い、障害者計画等を策定していくため、豊富な情報・経験・知識などを有し、業務能力に優れた受託事業者を選定するため、プロポーザルを実施するもの。

（備考）計画期間

第8期東大阪市障害福祉計画・第4期東大阪市障害児福祉計画期間：令和9年度～令和11年度

(3) 業務内容

別紙「第8期東大阪市障害福祉計画・第4期東大阪市障害児福祉計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 委託金額

3,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

ただし、支払は業務終了後とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格を有するものは、本市の入札参加資格を有するもので、契約課へ提出している営業状況調査に本委託業務内容に関する実績があるもののうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 過去5年間に障害福祉計画等の策定実績がある。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (3) 東大阪市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立て又は破産手続開始決定がされていないこと。
- (6) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び東大阪市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 当業務の趣旨・目的について十分に理解していると認められるもの。

- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行し、継続かつ安定的に運営できるもの。
- (9) 公正・中立な事業の実施が可能であるもの。
- (10) プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（ISO27001）を取得している、もしくは個人情報を基準にはかり適切に取り扱うことを社内規定等により定めていること。

3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|----------------|
| ・プロポーザル参加表明書及び質問受付締切 | 令和7年 11月19日（水） |
| ・質問回答 | 令和7年 11月26日（水） |
| ・提案書提出締切 | 令和7年 12月17日（水） |
| ・審査結果通知（優先交渉権者） | 令和7年 12月25日（木） |

※スケジュールは変更となる場合がある。

4 公募の参加方法

本プロポーザルの内容について、プロポーザル実施要領、業務委託仕様書、プロポーザル参加表明書等様式をウェブサイト上に掲載する。

プロポーザルに参加意向のある事業者はプロポーザル参加表明書（様式第1号）を令和7年11月19日（水）17時30分まで（時間厳守）に電子メールにて提出すること。

5 質問の受付・回答

ウェブサイト上に掲載された内容について不明な点があった場合は、下記のとおり「質問書（様式第6号）」を提出すること。電話、FAX、窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和7年11月19日（水）17時30分まで

- (2) 質問方法 障害施策推進課まで質問書（様式第6号）を電子メールにより提出すること。

e-mail : shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp

メールタイトルは「障害者計画等策定にかかる質問書【会社名】」とし、電話で受信確認を行うこと。

- (3) 回答方法 参加表明を行ったすべての事業者に対して令和7年11月26日（水）までに回答をメールで送付。

6 提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、下記により提案書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年12月17日（水）17時30分（時間厳守）

- (2) 提出先 障害施策推進課

- (3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は土日祝を除き各日9時から17時30分までとする。郵送は書留郵便で提出期限までに届いたものに限る。）

- (4) 提出書類

①提案書（様式第2号）

②提案内容書（様式第3号）

③予定主任技術者経歴書（様式第4号）

④誓約書（様式第5号）

⑤見積書（様式任意）

税込金額で作成のこと。また経費の内訳を記載のこと。ただし年度毎にわけなくてもよい。

⑥会社概要パンフレット、サンプル等資料

(5) 提出部数

- ・社名入り1部
- ・社名を記載していないもの7部（提出書類すべてに、社名のほか、ロゴ・所在地の詳細等、貴社が特定できるような表記を省くこと。様式第5号は省略可。）

(6) 提案書作成要領

- ① 形式はA4版縦、横書きの印刷物（片面印刷）とし（A3用紙の綴込可）、表紙・目次ページづけしたものを簡易製本（左綴）すること。
- ② 様式について、記入欄の足りない場合は、適宜追加しても構わない。
- ③ 一社一提案とする。
- ④ 提出書類は返却しない。また、書類提出後の修正・差換えは不可とする。
- ⑤ 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配置し、図や表などを適宜使用するなど、具体的で明確な提案書にすること。

(7) 提案内容書記載事項

本業務全体の実施方針について、貴社の考え方・姿勢を示したうえで、別紙仕様書の内容に基づき、次の事項についての提案書を作成すること。

①過去の実績

②本業務の実施方針及び実施体制

③応募事業者からの提案・創意等

別紙仕様書の業務のほか、応募事業者からの提案・創意等があれば記載すること。

④国の動向等について

- ・現在の障害福祉情勢の認識
- ・次期計画策定に向けた国及び府の方向性の認識

⑤市民アンケートの分析方法

⑥支援内容について

- ・仕様書に示す各種支援内容について、業務遂行スケジュールなどできる限り具体的なものにすること。

⑦特にPRする事項

- ・本業務について、貴社の有する特徴をどのように活かしていくのか
- ・その他、貴社として特にPRする事項

7 選考方法

提出された提案書の内容に基づく書面審査により、別に定める選考基準に基づき採点した結果、最も得点の高かった提案をした事業者を優先交渉権者とする。

【審査のポイント】

提案書の評価

項目	ポイント
企業組織体制、実務実績及びノウハウ	企業として委託業務遂行における、十分な人的・能力資源を備えているか
	調査・計画策定業務の他市等における実績及び遂行ノウハウがあるか
本市の実情の把握	本市の実情を適切に把握し、実効性のある計画作成が期待できるか
アンケートの分析	アンケートが分かりやすく集計・分析されるか
	現状把握・課題の整理についての的確に実施できるか
担当者の技能	担当者として障害福祉に対する理解が認められ、かつ計画策定の円滑な遂行が期待できるか
担当者の対応力	合同会議・社福審等各種会議や普段の打合せなどの対応が十分に取れる体制があるか
見積金額	積算が適正な単価及び人員で算定されており、提案内容と整合性があるか
その他	提案内容書を総合的に判断し、独自性、創意工夫、実現性があるか など

8 選定方法

選定は、提案書一式に基づく総合評価方式によるものとする。市内部に設置された選考委員会により、各選考委員が採点を行い、総合得点が高い業者を選定し、優先交渉権者として決定する。なお、業者決定までの間に指名停止となる等、参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は失格者を除いた中から最高得点者を委託業者として選定する。また、応募が1社のみであった場合においても、提案内容書の採点を行い、採用するかを総合的に判定する。

優先交渉権者については電話及び電子メールにより通知する。それ以外の事業者については、電子メールにて通知する。審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとする。優先交渉権者への審査結果通知は令和7年12月25日（木）予定。

9 その他事項

- (1) 事業者の決定までに辞退する場合については、辞退書（様式第7号）を障害施策推進課まで提出すること。
- (2) 提案に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) やむをえず、主任技術者（責任者）を変更する場合は、従前の担当者同等以上の技術を有することとし、事前に本市の了解を得たうえで届け出るものとする。
- (4) 提案書記載の内容は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (5) 次のいずれかに該当する事業者は失格とする。
 - ①提案書類一式に虚偽の記載をした場合

- ②提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ③記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合
- ④2通以上の書類提出がなされた提案の場合
- ⑤その他実施要領の条件に一致しない提案の場合
- ⑥提案に関して談合等不正行為があった場合
- ⑦契約締結日までに前記「**2 参加資格要件**」を満たさなくなった場合

10 連絡先（担当所属）

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 福祉部障害者支援室 障害施策推進課（担当：浦野、小山、手嶋）

T E L 06 - 4309 - 3183 F A X 06 - 4309 - 3815

E-mail shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp